

# 労働争議調査表

No. 12

(昭和 年 月 分)

財団法人 協調會 福岡出張所

一、配達料 金一本に付二銭一重 のニ 二期日納金済みのり対を付 集金手当て 金五月七文 紛のニ	要 求 事 項	原因 配達料 値上 粟花	労働者 総 数 職二一四名、配達夫三名計四名 参加人員 配達夫二七名	事業種類 牛乳 販賣 代表者 村田重吉	名 稱 子倉ミルクプラント社
	經 過	労働組合 関係団体 業業業議	解決 子倉運送労働組合 顧問 友本 汎	所在地 子倉市板櫃下 到津	發生 昭和十一年四月九日 昭和 年 五月十一日
解 決 事 項		一、配達料の増額は承認せず 二、集金手当ては十月迄に定例として る者に対し毎月七月迄を支給す 但し来る五月より五月月間(九月迄) とす以後五月月間と改む 三、四月迄に限り五月十日を以て西条 二重の割合で納金し其の残額 実防調査の上改め汁の算定 もとす。但し集金調査により直 付の事實も是見したるに於ては 二重の割合で納金をせしむ 四、四月迄に限り運賃手当てを 五、五月上旬迄に納金手当てを			

備 考	